

施策の柱	基本施策	個別施策	横断的・重点的視点			取組内容	関連指標				平成28年度の取組状況	
			高齢者	自転車利用者	子ども高校生		関連指標名	現状値 (平成27年度)	平成28年度 (見込み)	計画目標値 (平成32年度)		達成率
(1)	各年代の特性に応じた段階的及び体系的な交通安全教育の推進	① 幼児に対する交通安全教育			○	幼児やその保護者を対象として、人形劇や視聴覚教材等を活用した交通安全教室を開催するほか、保護者に交通安全リーフレットを配布し啓発を行う。	幼児に対する交通安全教室の開催数・参加者数	97回, 13,018人	97回, 13,536人			幼稚園・保育園等において、パネルシアターや横断歩道の実技等を行う交通安全教室を開催した。また、交通安全教室や就学時健康診断の機会に合わせ、幼児の保護者向けの交通安全リーフレットを配布し啓発を行った。
						幼児の保護者に対する交通安全教室の参加者数	708人	445人				
						幼児の保護者に対する交通安全リーフレットの配布数	13,018枚	13,536枚				
						幼児(年長児)の保護者に対する交通安全リーフレットの配布数	5,218枚	5,181枚				
		② 小学生に対する交通安全教育		○	○	小学生やその保護者を対象として、視聴覚教材を活用した教室やダミー人形による衝突実験など、参加・体験型の交通安全教室を開催するほか、保護者に交通安全リーフレットを配布し啓発を行う。また、児童の登校時に、交通危険箇所において、市交通指導員による立哨指導を実施する。	小学生に対する交通安全教室の開催数・参加者数	122回, 26,840人	124回, 27,006人			小学校等において、ダミー人形の衝突実験等を行う交通安全教室を開催した。保護者に対する交通安全リーフレットによる啓発については、平成29年度より実施予定。
③ 中学生に対する交通安全教育			○	○	中学生を対象として、スタントマンが交通事故を再現するスケアードストレイト方式による交通安全教室等を開催する。また、市立中学校において、登下校時に自転車通学者のヘルメット着用を義務化する。	中学校におけるスケアードストレイト方式による交通安全教室の開催数・参加者数	6回, 2,740人	10回, 5,178人			中学校において、スケアードストレイト方式などによる体験型の交通安全教室等を開催した。また、市立中学校においては、自転車通学者のヘルメット着用を義務化している。	
						中学校における宇都宮ブリツェンと連携した自転車安全利用教室の開催数・参加者数	6回, 2,387人	5回, 2,559人				
						中学校における民間企業と連携した自転車交通安全教室の開催数・参加者数	—	1回, 60人				
						自転車通学者のヘルメット着用を義務化している市立中学校数	25校	25校				
④ 高校生に対する交通安全教育			○	○	高校生を対象として、スタントマンが交通事故を再現するスケアードストレイト方式による交通安全教室等を開催する。また、「高校生の交通問題を考える会」を通して交通安全に関する資料や情報の提供を行うとともに、シンポジウムの開催や街頭活動などを連携して行う。	◎高校におけるスケアードストレイト方式による交通安全教室の開催校数(計画期間中の5年間累計)(当該年度の開催数・参加者数)	15校 (8回, 6,085人) H23~H27	4校 (4回, 2,470人) H28~H32	25校 H28~H32	16%	高校において、スケアードストレイト方式による交通安全教室等を開催した。また、「高校生の交通問題を考える会」を通して交通事故発生状況等の情報提供を行ったほか、会と連携しながら街頭指導を実施した。	
						高校における宇都宮ブリツェンと連携した自転車安全利用教室の開催数・参加者数	2回, 480人	2回, 1,163人				
						高校における民間企業と連携した自転車交通安全教室の開催数・参加者数	1回, 321人	1回, 150人				
						「高校生の交通問題を考える会」への参加回数	3回	3回				
⑤ 成人に対する交通安全教育			○	大学生、事業所及びその従業員等に対し、自転車や自動車の交通事故等の実態に応じた交通安全教育を行うほか、地域イベント等において、シートベルトコンビンサーや飲酒体験ゴーグル等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を行う。また、LRTの整備に合わせ、軌道敷に関する交通ルール等の周知を行う。	大学等における交通安全教室の開催数・参加者数	2回, 87人	2回, 75人			大学や事業者等において市や警察による交通安全教室を開催したほか、地域イベントにおいて飲酒体験ゴーグル等を活用した教育を実施した。また、LRT開業後の交通安全教育の実施に向け、庁内で意見交換等を実施した。 ※平成28年度に警察が実施した事業所等における交通安全教室の開催数、参加者数:172回, 10,838人		

施策の柱	基本施策	個別施策	横断的・重点的視点			取組内容	関連指標				平成28年度の取組状況	
			高齢者	自転車利用者	子ども高校生		関連指標名	現状値 (平成27年度)	平成28年度 (見込み)	計画目標値 (平成32年度)		達成率
I 市民一人ひとりの交通安全意識の高揚		⑥ 高齢者に対する交通安全教育	○	○		高齢者に対する交通安全教室の開催数・参加者数(老人クラブ等)	169回, 2,878人	121回, 2,340人			老人クラブ等と連携し、寸劇・講話等を行う交通安全教室や、ドライブレコーダー等を活用した体験型の交通安全教室を開催するとともに、「交通事故発生状況マップ」を活用しながら地域の事故実態に応じた具体的な指導を行った。	
						◎高齢者を対象とした地域の「交通事故発生状況マップ」を活用した交通安全教室実施回数	—	105回	100回	105%		
						◎高齢ドライバーを対象としたドライブレコーダーを活用した交通安全教室の開催数(・参加者数)	1回(40人)	3回(114人)	3回	100%		
						しあわせ高齢ドライバースクールの開催数・参加者数	1回, 8人	1回, 7人				
						◎高齢者の自転車シミュレーターを活用した自転車教育受講者数(・開催数)	430人(10回)	443人(13回)	600人	73.8%		
						高齢者自転車免許制度講習会の開催数・参加者数	7回, 230人	10回, 275人				
						高齢者戸別訪問実施地区数	13地区	13地区				
						世代間交流交通安全教室等の開催数・参加者数	8回, 410人	9回, 300人				
		⑦ 障がい者に対する交通安全教育				障がい者やその家族、施設職員等を対象として、交通安全に必要な知識・技能の習得のため、障がいの程度に応じた交通安全教室を開催する。	障がい者施設等における交通安全教室の開催数・参加者数	3回, 74人	6回, 93人			障がい者施設や特別支援学校において、障がいの程度に併せた交通安全教室を開催した。
		① 子ども自転車免許事業の推進	○	○		小学4年生を対象として、自転車の交通ルールと安全な乗り方を習得させるため、講習、学科及び実技試験からなる子ども自転車免許事業を実施する。また、免許取得後も、交通ルールについて振り返る機会を設ける。	子ども自転車免許事業の実施校数・参加者数	70校, 4,809人	70校, 4,938人			市内の全小学校において子ども自転車免許事業を実施するとともに、免許取得後も継続的な交通安全指導を行うことにより、安全な自転車利用の定着を図った。
◎小学4年生の子ども自転車免許事業の実施に併せて、5・6年生に交通ルールの振り返り学習を行う学校数	0校					70校	70校	100%				
中学校における宇都宮ブリツェンと連携した自転車安全利用教室の開催数・参加者数【再掲】	6回, 2,387人					5回, 2,559人						
② 中学・高校生に対する自転車安全利用教育	○	○		中高生を対象として、自転車の交通ルールやマナー、運転技術を習得させるため、宇都宮ブリツェンと連携した自転車安全利用教室等を開催するほか、自転車安全利用五則や法改正などを踏まえた自転車安全利用に関するリーフレットを配布する。また、高校生に対しては、自動車側から見た交通ルールを守らない自転車運転の危険性を実感できるような教育を実施する。	高校における宇都宮ブリツェンと連携した自転車安全利用教室の開催数・参加者数【再掲】	2回, 480人	2回, 1,163人			中学校・高校において、宇都宮ブリツェンと連携した自転車安全利用教室等を開催したほか、自動車側から見た交通ルールを守らない自転車運転の危険性を実感できるような交通安全教室を新たに実施した。また、全中高生に対し自転車の交通ルール等を掲載したリーフレットによる啓発を行った。		
					中学校におけるスケアードストレイト方式による交通安全教室の開催数・参加者数【再掲】	6回, 2,740人	10回, 5,178人					
					◎高校におけるスケアードストレイト方式による交通安全教室の開催校数(計画期間中の5年間累計)(当該年度の開催数・参加者数)【再掲】	15校(8回, 6,085人)H23~H27	4校(4回, 2,470人)H28~H32	25校H28~H32	16%			
					中学校における民間企業と連携した自転車交通安全教室の開催数・参加者数【再掲】	—	1回, 60人					
					高校における民間企業と連携した自転車交通安全教室の開催数・参加者数【再掲】	1回, 321人	1回, 150人					
					高校における自動車側から見た交通ルールを守らない自転車運転の危険性を実感できる交通安全教室の開催数・参加者数	—	4回, 2,470人					
					中学校・高校における自転車安全利用に関するリーフレットの配布数	32,680枚	31,850枚					
③ 成人に対する自転車安全利用教育		○		地域や職域などに対し、自転車の交通安全教室や地域の交通安全イベントへの積極的な参加を促す。また、市ホームページ等を活用しながら、自転車の交通ルール等に関する教育が受けられる環境を整備する。	大学等における交通安全教室の開催数・参加者数【再掲】	2回, 87人	2回, 75人			大学等において自転車安全利用についての講義を行ったほか、市ホームページに自転車の交通ルールに関するクイズ等を掲載した。		

施策の柱	基本施策	個別施策	横断的・重点的視点			取組内容	関連指標				平成28年度の取組状況		
			高齢者	自転車利用者	子ども高校生		関連指標名	現状値 (平成27年度)	平成28年度 (見込み)	計画目標値 (平成32年度)		達成率	
		④ 高齢者に対する自転車安全利用教育	○	○		高齢者を対象として、警察と連携しながら高齢者自転車免許制度講習会を開催するほか、模擬市街地の走行を通して教育を受けられる自転車シミュレーターを活用した自転車教室を開催する。	高齢者自転車免許制度講習会の開催数・参加者数【再掲】	7回, 230人	10回, 275人			高齢者を対象とした自転車免許制度講習会や、自転車シミュレーター等を活用した体験型の交通安全教室を開催した。	
		⑤ 自転車用ヘルメットの着用促進	○	○	○	交通安全教室において、実験などを通して自転車ヘルメット着用の重要性を認識させるとともに、ヘルメットが努力義務となっている児童の保護者に対しては、普及に向けたリーフレットを配布する。また、自転車ヘルメットを着用している自転車利用者に、商品の割引など独自のサービスを提供する店舗等を「自転車安全利用応援店」として認定し、周知する。	「自転車安全利用応援店」認定店舗数	4店舗	4店舗			市ホームページや広報紙への掲載のほか、各種交通安全教室において、自転車ヘルメット着用の重要性を伝える実験等を行った。小学生の保護者に対する自転車ヘルメット普及に向けた交通安全リーフレットによる啓発については、平成29年度より実施予定。	
							自転車通学者のヘルメット着用を義務化している市立中学校数【再掲】	25校	25校				
							中学校・高校における自転車安全利用に関するリーフレットの配布数【再掲】	32,680枚	31,850枚				
		⑥ 自転車損害賠償責任保険等への加入促進		○	○	小学生の保護者等に対し、具体的な損害賠償事例を示したリーフレットを配布し、保険加入の重要性について周知するとともに、TSマーク付帯保険やPTA連合会のこども総合保険等への加入を促進する。また、自転車販売店等と連携し、市民が手軽に保険に加入しやすい環境を整備する。	◎自転車ヘルメット利用推進員の任命者数【累計】	250人	330人	600人	55%		市ホームページや広報紙への掲載のほか、全中高生に対し、具体的な損害賠償事例や自転車保険について記載したリーフレットを配布した。小学生の保護者に対する保険の加入促進に向けた交通安全リーフレットによる啓発については、平成29年度より実施予定。
							中学校・高校における自転車安全利用に関するリーフレットの配布数【再掲】	32,680枚	31,850枚				
	(3) 交通安全運動の推進		① 交通安全市民総ぐるみ運動の推進				地域や警察、交通安全団体と連携し、組織的・継続的な交通安全運動を実施する。また、本市の実情に即した効果的な交通安全運動とするため、必要に応じて本市独自の重点目標を設定する。	—				春・秋・年末の交通安全運動において、地域や警察、交通安全団体と連携しながら、街頭啓発活動などを実施した。	
			② 交通安全活動への参加促進				市民参加型、住民本位の交通安全運動となるよう、地域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体や交通ボランティアの参加を促進する。	—				交通安全運動の式典や街頭啓発活動等に、地域団体の参加を促した。	
	(4) 交通安全広報啓発活動の推進		① 交通事故発生状況等の広報活動	○		○	市ホームページ等の広報媒体を活用し、交通事故の発生状況を掲載するほか、交通死亡事故多発警報発令時に特別広報活動を行う。また、「交通事故発生状況マップ」を周知し、地域や学校等における活用を促進する。	—				市ホームページに交通事故の発生状況や事故の特徴について掲載したほか、「交通事故発生状況マップ」について交通安全教室や地域イベント等で活用を促した。	
			② 交通安全啓発活動の推進	○	○	○	歩行者・高齢運転者等への保護意識に関する啓発や、通学路等における安全運転に関する啓発、地域内交通やLRTなど公共交通機関の利用促進に関する啓発等を行うほか、交通事故の未然防止が期待できる先進安全自動車(ASV)の周知を行う。	—				市ホームページや広報紙、ラジオ等の広報媒体を活用し、効果的に交通安全の啓発を行った。	
	(5) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の促進		① 交通安全推進協議会などの活動促進				交通安全推進協議会が実施する注意喚起看板設置やストップマークの表示など、地域の交通安全団体による自主的な交通安全活動を支援する。	—				交通安全推進協議会が行う注意喚起看板の設置やストップマークの表示等の交通安全対策を支援した。	
② 交通安全活動を行う民間企業等の取組支援						民間企業等が主体的に実施する、専門性やノウハウを活かした特色ある交通安全教室等の取組を支援する。	交通安全教室を実施する民間企業等の数、開催数	6社, 29回	4社, 25回			民間企業等と連携しながら、幼児～高校生を対象とした交通安全教室を開催した。	
(1) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備		① 歩行者の通行空間の確保	○		○	歩行者の通行空間を確保するため、歩道整備やドライバーへの注意喚起の路面標示、無電柱化等を推進する。また、視覚障がい者誘導ブロックの計画的修繕やバリアフリーに考慮した道路整備等を進めるほか、障がい者施設周辺に障がい者福祉ゾーンの標識の設置等を行う。	市道における歩道延べ道路延長【累計】	622,657m	628,553m			歩行者の通行空間を確保するため、計画的に歩道整備を行うとともに、ユニオン通りを含めた3箇所において無電柱化を進めた。また、点字ブロックの整備・修繕についての優先順位と共に修繕内容について方針を定めた。今後優先順位に基づき工事を行っていく予定。	
							歩道改良(交差点の段差解消)延長【累計】	6,491m	6,491m				
							点字ブロック設置延長【累計】	47,696m	47,696m				
		② 通学路の交通安全確保			○	「宇都宮市通学路交通安全プログラム」に基づき、スクールゾーン内における安全対策を強化するとともに、市や教育委員会、国・県の道路管理者、警察などの関係機関と、学校、地域等が連携しながら通学路の合同点検を実施し、多角的な視点に基づき検討したうえ、効果的・効率的な対策を行う。	通学路合同点検の実施校数、実施箇所数	32校, 59箇所	23校, 38箇所			学校、地域等からの通学路の改善要望を踏まえながら、関係機関等と連携して通学路の合同点検を行い、対策を検討・実施した。	

施策の柱	基本施策	個別施策	横断的・重点的視点			取組内容	関連指標				平成28年度の取組状況		
			高齢者	自転車利用者	子ども高校生		関連指標名	現状値 (平成27年度)	平成28年度 (見込み)	計画目標値 (平成32年度)		達成率	
II 地域と連携した 道路交通環境の整備	(2) 自転車利用環境の 総合的整備	① 自転車走行空間の整備		○		自転車専用通行帯の整備を進めるとともに、矢羽根などの視認性が確保できる整備手法を活用し、安全で快適な自転車走行空間を確保する。	◎自転車走行空間の整備延長〔累計〕	21.7km	40.5km	57.7km	70.2%	自転車専用通行帯の整備や矢羽根型路面表示を活用した走行位置の明示を着実に実施した。	
		② 放置自転車対策の推進		○		「自転車放置禁止・規制区域」内における放置自転車の撤去を強化するとともに、自転車の放置を防止するための啓発や駐輪場の利用促進を図る。また、商店街などと連携し、利便性の高い小規模駐輪場を確保する。	放置自転車の撤去台数	1,716台	1,700台			禁止区域において、放置自転車の早期撤去と二段階撤去に加え、即日撤去・返還を実施した。また、放置防止指導業務やヒアリング等の直接指導により、自転車の放置禁止について周知を行うとともに、駐輪場の利用促進を図った。	
	(3) 交通事故多発地点等の 安全性向上の推進	① 地域と連携した 交通事故多発地点の 安全性向上事業の実施	○	○	○	交通事故が多発している地点について、地域や道路管理者、警察と連携しながら現場診断を実施し、事故の特性や発生原因等を分析することにより、効果的な道路環境の整備や交通安全意識啓発等を行う。	◎交通事故多発地点の対策対処率	100%	16.7%	100%	16.7%	警察や道路管理者等と連携しながら交通事故多発地点6箇所の現場診断を実施し、そのうち1箇所の対策を実施した。残り5箇所については順次対策を実施予定。	
		② 交通事故の調査分析の推進	○			交通事故発生箇所の地理情報等を活用しながら、交通事故の原因に関する調査分析を行う。また、高齢者の交通事故の特徴や地理情報などを調査分析し、交通安全教室等において活用する。	◎高齢者を対象とした地域の「交通事故発生状況マップ」を活用した交通安全教室実施回数【再掲】	—	105回	100回	105%	交通事故多発地点の対策にあたって事故データの分析を行ったほか、高齢者を対象として、「交通事故発生状況マップ」等を活用しながら交通事故の原因や対策について考えてもらう交通安全教室を開催した。	
	(4) 交通安全に配慮した 道路交通環境整備の推進	① 公共交通ネットワークの 整備推進	○			鉄道やLRT、バス、地域内交通が連携した階層性のある利便性の高い公共交通ネットワーク整備を推進し、公共交通の利用促進を図る。また、LRTの導入に伴い、交通安全に配慮した施設整備を推進する。	公共交通年間利用者数	3264万人	3315万人			関係機関や交通事業者等と連携し、バス路線の維持やノンステップバス導入・バスロケーションシステム整備・バス停上屋整備・地域内交通へのユニバーサルデザインタクシー導入に対する支援などに取り組んだ。	
		② 道路交通環境整備への 市民参加の促進				地域の意見を積極的に取り入れながら、地域の実情に応じた効果的な交通安全対策を実施する。	—					地域からの要望や「市民総ぐるみ環境点検活動」の対策等に応じて効果的な交通安全対策を実施した。	
		③ 道路の改修等に伴う 交通安全施設の整備・更新				道路標識や防護柵等の交通安全施設について、必要に応じ整備や更新を行う。	—					道路改良等に応じ交通管理者と協議のもと交通安全施設の設置及び更新を実施した。	
		④ 適正な道路使用及び占用				道路上に電柱や看板等の占用物を設置する際、通行の妨げとなることがないように適正な道路の使用、占用を図る。	—					道路使用、占用許可を適正に実施した。	
	III 地域における 道路交通秩序の維持	(1) 自転車の交通事故を 防止するための 地域活動の推進	① 自転車利用者に対する 街頭指導の実施		○		地域や高校、警察等と連携し、自転車の通行量の多い場所や自転車走行空間の整備路線等において、自転車利用者へ直接安全利用を呼びかける街頭指導を実施する。	◎自転車走行空間の整備箇所等における街頭指導の実施箇所数(、計画的に実施する街頭指導の総箇所数)	— (7箇所)	3箇所 (10箇所)	3箇所 (10箇所)	100%	地域や高校、警察等と連携し、自転車の通行量の多い場所で行う街頭指導に加え、新たに自転車走行空間の整備箇所等における街頭指導を計画的に実施した。
			② 自転車ヘルメット利用推進員 による安全利用の推進		○		自転車利用時の積極的なヘルメット着用により、自らモデルとなってその有用性を広く市民に周知するとともに、交通ルールの遵守に努め市民の模範となってもらう者を「自転車ヘルメット利用推進員」として任命する。	◎自転車ヘルメット利用推進員の任命者数〔累計〕【再掲】	250人	330人	600人	55%	交通安全推進協議会東部ブロックの8地区を通じ、自転車ヘルメット利用推進員を任命した。
		(2) 暴走族対策や 飲酒運転根絶に向けた 取組の推進	① 地域における 暴走族対策の推進				警察等と連携し、県下一斉に行われる暴走族等根絶推進強化月間を推進する。また、暴走族への加入阻止や暴走族からの離脱等に向けた支援活動を行う。	—					市ホームページに暴走族等の根絶について掲載するとともに、広報紙で6月の暴走族等根絶推進強化月間にあわせた周知を行った。
			② 地域における飲酒運転根絶 に向けた取組の推進				飲酒運転根絶のシンボルであるGRリボンを活用しながら、地域や飲食店等と連携した取組を行う。	GRリボンの配布数	7,154枚	7,310枚			GRリボンを交通安全教室や街頭活動、飲食店を通して配布するとともに、オリオンスクエアの大型スクリーン等を活用して飲酒運転根絶をPRした。
IV 救助・救急対策の推進	(1) 救助・救急体制の充実	① 救急救命士の養成の推進				救急現場や搬送途上における救命効果の向上を図るため、救急救命士を計画的に養成する。	救急救命士の人数	93人	95人			救急現場や搬送途上において、一刻も早い高度な救命処置等を実施し救命効果の向上を図るため、救急救命士を計画的に養成した。	
		② 救急・救助隊員の 教育訓練の充実				救急・救助隊員の知識・技術等の向上を図るため、教育訓練を充実させる。	救急・救助隊員に対する教育訓練の実施回数	2,454回	2,500回			複雑多様化する救助・救急事案に対応するため、救急・救助隊員の知識・技術等の向上を図る教育訓練を実施した。	
	(2) 応急手当の 普及啓発活動の推進	① 応急手当講習の実施				交通事故等による負傷者の救命効果向上のため、自動体外式除細動器(AED)の使用法を含めた応急手当講習を実施する。	地域等における応急手当講習会の実施回数・参加者数	436回, 12,699人	444回, 14,191人			応急手当に関する知識・技術の普及促進を図るため、自動体外式除細動器(AED)の使用法を含めた応急手当講習会を実施した。	
V 被害者対策の推進	(1) 関係機関と連携した 被害者支援の推進	① 交通事故相談事務等の充実				交通事故被害者の相談窓口について周知するとともに、関係機関と連携しながら各種行政手続きの負担軽減を図る。	—					市ホームページや交通安全教室等において交通事故被害者が相談できる専門的窓口について周知した。	
		② 被害者支援に関する 広報・啓発の実施				「犯罪被害者等ロビー展」や講演会を開催するほか、被害者支援に関するパンフレットを配布するなど、啓発活動を行う。	中学校・高校における被害者支援に関する交通安全教室の開催数・参加者数	14回, 8,825人	14回, 7,648人			被害者支援の必要性を周知するため、市庁舎等において「犯罪被害者等支援巡回パネル展」を開催したほか、交通安全教室において講演会を行った。	